

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月29日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 22 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	ほう酸水注入系タンク攪拌空気配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検清掃。	D	
2	1号機	取水口スクリーンピット監視カメラにおいて、映像不良(映らない)が認められたため、当該カメラを点検修理。	D	
3	3号機	廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(A,B)吐出圧力検出配管において、ねじ山につぶれ及び継ぎ手部に漏れが認められたため、当該検出配管を修理。	D	
4	3号機	プロセス計算機運転管理用端末機(2)点検時、起動不良(再起動できない)が認められたため、当該端末機を修理。	D	
5	3号機	原子炉補機冷却系第1中間ループ循環ポンプ(B)点検時、吸い込み側フランジボルトに腐食が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
6	3号機	主蒸気内側隔離弁(C)リークオフライン止め弁用電磁弁の開閉試験時、動作不良(開動作しない)が認められたため、当該電磁弁を点検修理。	D	
7	3号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ点検時、内胴締め付けボルトのねじ山の一部分に欠損(1本)が認められたため、当該ボルトを交換。	D	
8	3号機	復水系復水浄化ポンプ(B)電動機点検時、固定子コイル用くさびの緩み(1本)及びコイル巻線部にコロナ放電痕(4箇所)が認められたため、対応検討。	D	
9	3号機	復水系復水ポンプ(A)電動機点検時、固定子コイル巻線部にコロナ放電痕(1箇所)が認められたため、対応検討。	D	
10	3号機	主蒸気内側隔離弁(A,B)の浸透探傷検査時、弁体シート面に指示模様が認められたため、対応検討。	D	
11	3号機	給水系圧力調節弁点検時、ポジショナー部品不良(ビームローラーの固着1個)及び豆ゲージ不良(ゼロ点ドリフト1個)が認められたため、当該品を交換。	D	
12	3号機	補機冷却海水系配管点検時、熱交換器出口配管(SW-25ライン)に腐食及び減肉が認められたため、当該配管を補修。	D	
13	3号機	復水器水室連絡弁(4台)点検時、弁体に浸食が認められたため、当該弁を補修。	D	
14	3号機	第2給水加熱器ドレン冷却器(B)及び第6給水加熱器ドレン冷却器(B)点検時、溶接部に線状指示模様が認められたため、当該部を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	補機冷却海水系配管点検時、熱交換器出口配管内面のライニング不良(めくれ)が認められたため、当該配管を補修。	D	
16	3号機	タービン駆動給水ポンプ(B)計装品点検時、振動計(2個)用フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換。	D	
17	3号機	補機冷却海水系配管点検時、熱交換器出口配管(SW-16ライン)に腐食及び減肉が認められたため、当該配管を補修。	D	
18	3号機	原子炉停止時補助冷却用仮設流量計において、補助冷却待機期間にも係わず撤去したことが認められたため、対応検討。	C	
19	3.4号廃棄物処理設備	雑固体廃棄物焼却設備点検時、焼却炉上部温度検出配管に腐食が認められたため、当該配管を交換。	D	
20	3.4号廃棄物処理設備	3階雑固体廃棄物焼却設備モニタラック室において、南側壁に剥離が認められたため、当該壁を補修。	D	
21	その他	管理区域入退域装置において、一時的(8回)に待機状態になる事象が認められたため、原因を調査後、対応検討。	D	
22	その他	水処理設備前処理助剤溶解槽液位計において、液位計内部に汚れ(結晶付着)が認められたため、当該液位計を点検清掃。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802